

一般競争入札の実施について  
(総合評価落札方式)

総合評価落札方式による事後審査型一般競争入札を下記のとおり行うので、岐阜市一般競争入札等実施要綱(平成11年3月30日決裁)第6条、岐阜市建設工事総合評価落札方式試行要領(平成18年3月31日決裁)第5条及び岐阜市事後審査型一般競争入札試行要領(平成19年7月27日決裁)第4条の規定により公告します。

令和元年7月12日

岐阜市長 柴橋正直

記

1 一般競争入札に付する事項

- |              |                   |
|--------------|-------------------|
| (1) 工事(件)名   | 市民会館大ホール音響改修工事    |
| (2) 目的場所     | 岐阜市美江寺町2丁目6番地     |
| (3) 完成(完了)期日 | 令和2年3月5日          |
| (4) 契約の種類    | 請負契約              |
| (5) 余裕期間の有無  | 有                 |
| (6) 工事着手日    | 令和元年8月26日         |
| (7) 概要       | 市民会館大ホール音響改修工事 一式 |

2 一般競争入札参加資格及び条件

- (1) 岐阜市内に本店を有すること。  
ただし、本店が、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されていること。
- (2) 電気通信工事業に係る一般建設業又は特定建設業の許可を受けていること。  
ただし、岐阜市競争入札参加資格審査の申請において、所在地として登録されている本店において該当業種の許可を受けていること。
- (3) 岐阜市建設工事成績評定要領(平成16年4月1日決裁)に基づく工事成績評定点の基準に係る工事の種類は、電気通信工事とする。
- (4) 経営事項審査結果通知書に記載の電気通信工事の総合評定値及び主観点数の合計が640点以上であること。

- (5) 平成21年度以降に、単独企業又は共同企業体の代表構成員若しくは出資比率30%以上の構成員として、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物（工場、倉庫等の簡易な構造のものを除く。）にかかる電気通信工事の元請施工実績（ただし、一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限日までに完成引渡しの済んだ工事とする。）を有すること。
- (6) 現場代理人及び次の条件を全て満たす専任の監理技術者又は専任の主任技術者を本工事に配置できること。なお、現場代理人は、監理技術者又は主任技術者を兼ねることができる。
- ① 電気通信工事に係る監理技術者又は主任技術者の資格を有すること。
  - ② 入札参加資格確認申請の日以前3か月以上の雇用関係にあること。

### 3 一般競争入札の日時及び場所

- (1) 日 時 令和元年8月2日（金） 午前9時00分
- (2) 場 所 岐阜市今沢町18番地 岐阜市役所行政部契約課
- (3) 電子入札システムの応札期間  
令和元年7月31日（水）午前9時から令和元年8月1日（木）午後4時まで  
（電子入札運用時間に限る。）

### 4 前払金の有無 有

### 5 低入札調査基準価格

本件は、岐阜市低入札価格調査要綱（平成15年3月27日決裁）の規定により調査基準価格及び失格判断基準を設けた工事である。

### 6 落札者決定の方法

本工事の入札は、岐阜市建設工事総合評価落札方式試行要領に基づき、総合評価落札方式により行う。

### 7 総合評価落札方式に係る技術提案書の提出

別添「市民会館大ホール音響改修工事に係る技術提案書の提出依頼について」による。

### 8 競争入札参加資格の確認

一般競争入札参加資格確認申請書の提出

受付期間 令和元年7月12日（金）から令和元年7月24日（水）まで

## 9 質疑応答

- (1) 質問書提出期間 令和元年7月12日(金)から令和元年7月24日(水)まで
- (2) 質疑に対する回答は、入札参加資格確認通知書を交付した者に対し、令和元年7月29日(月)までにFAX又は電子メールにより行うものとする。

## 10 その他

- (1) 入札書等の提出については、次のとおりとする。
  - ① 一般競争入札参加資格確認申請書、入札書及び工事費内訳書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、電子入札システムにより提出することが難しい者は、発注者が認めた場合に限り、持参による提出を認める。
  - ② 設計図書等の資料は電子入札システムにて供与するものとし、質問書は契約課窓口に提出すること。
- (2) 契約の締結後、法令の改正等により消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、契約を変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書の記載金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (4) その他、特記の無い事項については、「一般競争入札の共通事項について」のとおりとする。